

# 湊高台こども園 重要事項説明書（令和4年4月1日から適用）

## 1 施設運営主体

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 名 称       | 社会福祉法人 秋桜会             |
| 所 在 地     | 青森県八戸市湊高台六丁目 17 番 16 号 |
| 電 話 番 号   | 0178-34-5553           |
| 代 表 者 氏 名 | 理事長 加 賀 武 夫            |

## 2 施設概要

|        |                        |         |         |     |
|--------|------------------------|---------|---------|-----|
| 施設の種類  | 幼保連携型認定こども園            |         |         |     |
| 施設の名称  | 湊高台こども園                |         |         |     |
| 施設の所在地 | 青森県八戸市湊高台六丁目 17 番 16 号 |         |         |     |
| 連絡先    | 0178-34-5553           |         |         |     |
| 管理者    | 園長 加賀昭子                |         |         |     |
| 利用定員   | 1号認定子ども                | 2号認定子ども | 3号認定子ども | 計   |
|        | 15人                    | 62人     | 20人     | 97人 |
| 開設年月日  | 平成27年 4月 1日            |         |         |     |

## 3 施設の目的及び運営の方針

### 【目的】

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行う。

### 【運営の方針】

- (1) 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的習慣を養い、身体機能の調和発達を図る。
- (2) 集団生活の中で体験を通して日々の活動に意欲的に取り組む姿勢を学ぶ。
- (3) 一人一人の子どもの実態を押さえ計画を作成し見通しをもって総合的な保育・教育を行う。

(4) 地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材や社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。

#### 4 施設・設備等概要

|    |      |                         |
|----|------|-------------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 1,615.39 m <sup>2</sup> |
|    | 園庭   | 431.86 m <sup>2</sup>   |
| 園舎 | 構造   | 木造亜鉛メッキ・合金メッキ鋼板がき平屋建    |
|    | 延べ面積 | 637.97 m <sup>2</sup>   |
|    | 築年月  | 平成24年 5月                |

| 設備       | 部屋数 | 備考              |
|----------|-----|-----------------|
| 2歳児保育室   | 1   | ちゅうりっぷ組（2歳児クラス） |
| 3歳児保育室   | 1   | すみれ組（3歳児クラス）    |
| 4歳児保育室   | 2   | ひまわり組（4歳児クラス）   |
| 5歳児保育室   | 1   | さくら組（5歳児クラス）    |
| 学童支援室    | 1   |                 |
| 遊戯室（ホール） | 1   |                 |
| 調理室      | 1   |                 |
| 多目的ルーム   | 1   | 子育て支援・一時預かり     |

#### 5 職員の配置状況（利用児童数によって変動あり）

| 職種     | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考   |
|--------|----|----|-----|------|
| 園長     | 1  | 1  |     |      |
| 副園長    | 1  | 1  |     |      |
| 主幹保育教諭 | 2  | 2  |     |      |
| 保育教諭   | 13 | 10 | 3   |      |
| 栄養士    | 1  | 1  |     |      |
| 調理員    | 1  | 1  |     |      |
| 事務職員   | 1  | 1  |     |      |
| 看護師    | 1  |    | 1   |      |
| 用務員    | 2  |    | 2   | 調理補助 |
| 学校医    | 1  |    | 1   |      |
| 学校歯科医  | 1  |    | 1   |      |
| 学校薬剤師  | 1  |    | 1   |      |

## 6 教育・保育の提供日及び提供時間

---

|                    | 提供日     | 休園日   |
|--------------------|---------|---|
| 1号認定子ども            | 月曜日～金曜日 | ・土曜日 ・日曜日 ・祝日<br>・夏季休園（7月21日～8月21日）<br>・冬季休園（12月21日～1月15日）<br>・春季休園（3月27日～4月6日） |
| 2号認定子ども<br>3号認定子ども | 月曜日～土曜日 | ・日曜日 ・祝日<br>・年末年始（12月29日～1月3日）  |

|      |            |        |            |
|------|------------|--------|------------|
| 開園時間 | 7:00～19:00 | 保育標準時間 | 7:00～18:00 |
| 教育時間 | 9:00～15:00 | 保育短時間  | 9:00～17:00 |

※ 教育時間の前後に一時預かりを行います。（開園時間内）

※ 保育時間の前後に時間外保育を行います。（開園時間内）

※ 在園児以外の一時的預かりを行います。（9:00～15:00）

## 7 教育・保育の内容

---

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育のほか、次に掲げる便宜の提供を行います。

- (1) 外部講師の指導 リトミック教室・音楽リズム教室・英語教室
- (2) 児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

|       | 午前間食    | 昼食      | 午後間食 |
|-------|---------|---------|------|
| 2歳児   | 10時00分頃 | 11時頃    | 15時頃 |
| 3～5歳児 |         | 11時30分頃 | 15時頃 |

- (3) 子育て支援事業として、子育て相談及び一時預かりを行っています。

## 8 利用料金

---

市町村が定める保育料のほか、別表に掲げる費用負担があります。

## 9 入園・退園・転園・休園・卒園に関する事項

---

### (1) 入園

- ア 1号認定子どもの入園選考については、原則として先着順とします。
- イ 2号認定子ども及び3号認定子どもの入園については、市町村が利用調整を行います。

### (2) 退園

- ア 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望月の20日までに退園届を提出してください。
- イ 園長は、次のいずれかに該当する場合には、児童を退園させることができます。
  - ・保護者が法に定める支給認定要件に該当しなくなったとき
  - ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### (3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の1月前までに転園届を提出してください。

### (4) 休園

- ア 1号認定子どもについて、病気その他の理由により休園を希望するときは、速やかに園長に届け出てください。
- イ 児童が多数伝染病に罹患する等、教育・保育上重大な影響があるときは、休園となる場合があります。

### (5) 卒園

児童の小学校就学の前年度末をもって、教育・保育の提供を終了します。

## 10 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科、小児科

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 医療機関の名称 | とみもと小児科クリニック       |
| 小児科園医名  | 富本 和彦              |
| 所在地     | 八戸市湊高台六丁目 6 番 20 号 |
| 電話番号    | 0178-32-5525       |

### (2) 歯科

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 医療機関の名称 | 渋田歯科クリニック           |
| 医院長名    | 渋田 大路               |
| 所在地     | 八戸市大字大久保字沢目 13 番地 5 |
| 電話番号    | 0178-31-6480        |

### (3) 薬剤師

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 薬剤師名   | 小笠原 久美子                   |
| 所属・所在地 | 湊病院薬局 八戸市大字新井田字松山下野場 7-15 |
| 電話番号   | 0178-25-0011              |

## 11 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

|   |                     |                                 |
|---|---------------------|---------------------------------|
| 相談窓口  |                     |                                 |
| ・ 解決責任者 園長 加賀昭子                                     |                     |                                 |
| ・ 受付担当者 主幹保育教諭 葛西真紀子<br>(担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください) |                     |                                 |
| ・ 相談時間 当園開園日、開園時間内                                  |                     |                                 |
| ・ 電話番号 0178-34-5553 ・ FAX 番号 0178-38-9535           |                     |                                 |
| 第三者委員   |                     |                                 |
| 氏名  | 田中 則子               | 出貝 倫子                           |
| 住所  | 八戸市田面木字酒美平 6 番 47 号 | 八戸市類家五丁目 25 番地 12 号             |
| 電話番号  | 0178-27-0963        | 0178-45-8877                    |
| 役職・肩書等  | 保育園園長               | 元 社会福祉法人 八戸市社会福祉協議会参事兼社会福祉支援課課長 |



## 15 個人情報の使用

---

児童及び世帯に関わる個人情報については、次の目的のために必要な範囲内で使用します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園にあたり入学予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の施設等へ転園する場合や、兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急連絡網に連絡先を記載すること。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・ 園のホームページ等に行事等の写真を掲載すること。

## 16 その他の留意事項

---

- (1) 当園の敷地内はすべて禁煙です。
- (2) 送迎は基本的に保護者が行います。保護者以外の方が来る場合は連絡をお願いします。

別表

1 実費に係る利用者負担額

| 項目        | 内容（負担を求める理由・目的）       | 金額   |
|-----------|-----------------------|--|
| 保険料（全児童）  | （独）日本スポーツ振興センター保険料として | 年額 200 円   |
| 給食費（1号認定） | 主食費として                | 月額 500 円   |
|           | 副食費として（※）             | 月額 3,500 円   |
| 給食費（2号認定） | 主食費として（米、パン、麺類）       | 月額 500 円   |
|           | 副食費として（※）             | 月額 3,700 円に土曜日の給食 1 食につき 200 円を加えた額。（ただし月額 4,500 円を上限とする。） |

※副食費については、世帯の所得や家族構成等により免除される場合があります。

2 一時預かりに係る費用

在園児（1号認定子ども）

|            |             |          |
|------------|-------------|----------|
| 平日         | 9時以前及び15時以降 | 1時間 100円 |
| 土曜日・長期休園期間 | 9時から15時まで   | 1日 500円  |
|            | 給食費         | 1食 200円  |

在園児以外

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 9時から15時まで | 1時間 300円           |
| 給食費       | 1食 200円（ミルク代 100円） |

3 時間外保育に係る費用

|            |             |          |
|------------|-------------|----------|
| 保育短時間認定児童  | 9時以前及び17時以降 | 1時間 100円 |
| 保育標準時間認定児童 | 18時以降       |          |

※当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を発行します。



別紙

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、書面に基づき重要事項の説明を行いました。

湊高台こども園 園長 加賀 昭子

私は、書面に基づいて同園の利用にあたっての重要事項及び個人情報使用についての説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

④

児童との続柄